

航空の安全の増進に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の下の両当局間の設計承認、製造に関する活動、耐空性承認、設計承認後に関する活動及び技術支援のための耐空性に関する実施取決め（仮訳）

改正 1

2013 年 7 月 1 日

第 1 章 目的及び一般条項

本文書の目的は、第三国が設計又は製造国であり、当該第三国と輸入国との間で、輸出される同じ種類の製品に関する相互承認協定等が存在する場合に、新規又は中古の製品の相手国への輸出を認めるため、航空の安全の増進に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の下の両当局間の設計承認、製造に関する活動、耐空性承認、設計承認後に関する活動及び技術支援のための耐空性に関する実施取決めを改正することである。

この改正は、航空の安全の増進に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の下の両当局間の設計承認、製造に関する活動、耐空性承認、設計承認後に関する活動及び技術支援のための耐空性に関する実施取決め（2009 年 4 月 27 日制定）の第 I 部の 1.7.0 項に基づいて行うものである。

この改正は、次回の改正の際に、実施取決め本文に組み入れる。

第 2 章 改正

3.2.1 JCAB の輸出耐空証明書、安全証明書、装備品基準適合証、製造者の Certificate of Conformity の FAA による受入れ

(a) 変更なし

(b) 変更なし

3.2.1.0 新規の製品

(a) 3.2.1.4 項の規定を除き、FAA は、JCAB が発給する第 II 部に規定された範囲の新規の製品（同じ種類の製品に関して、FAA、JCAB 双方と相互承認協定等を締結している第三国が設計又は製造した場合を含む。）に対する輸出耐空証明書を受け入れなければならない。ただし、JCAB が各々の製品に対して以下の点を証明した場合に限る。

3.2.1.3 FAA より以前に設計承認を与えられている中古航空機

(a)変更なし

(b)変更なし

(c) 設計国が第三国である中古航空機の受入れ

FAAは第三国又は日本国が製造した中古航空機に対してJCABが発給する輸出耐空証明書については、当該第三国が同じ種類の製品に関してFAA、JCAB双方と相互承認協定等を締結しており、かつ、3.2.1.3(a)(1)～(5)項の条件を満足している場合には、受け入れなければならない。JCABがその中古航空機が上記の条件を満足しているかどうか評価する立場にない場合にはその旨をFAAに伝える。

3.2.2 FAAの輸出耐空証明書、Authorized Release Certificate (Airworthiness Approval Tag) 及び製造者の適合証明書の JCAB による受入れ

(a)変更なし

(b)変更なし

3.2.2.0 新規の製品及びRebuilt発動機

(a)3.2.2.4項の規定を除き、JCABは、FAAが発給する第Ⅱ部に規定された範囲の新規の製品（同じ種類の製品に関してJCAB、FAA双方と相互承認協定等を締結している第三国が設計又は製造した場合を含む。）及びRebuilt発動機に対する輸出耐空証明書を受け入れなければならない。ただし、FAAが各々の製品に対して以下の点を証明した場合に限る。

(1)変更なし

(2)適用となる全ての設計国におけるADに適合していることを含めて、安全運航に適した状態にあること。

(3)変更なし

(4)変更なし

(5)変更なし

3.2.2.3 JCABより以前に設計承認を与えられている中古航空機

(a)変更なし

(b)変更なし

(c) 設計国が第三国である中古航空機の受入れ

JCABは第三国又は米国が製造した中古航空機に対してFAAが発給する輸出耐空証明書については、当該第三国が同じ種類の製品に関してJCAB、FAA双方と相互承認協定等を締結しており、かつ、3.2.2.3(a)(1)～(5)項の条件を満足している場合には、受け入れなければならない。FAAがその中古航空機が上記の条件を満足しているかどうか評価する立場にない場合にはその旨をJCABに伝える。

第3章 当局

FAA 及び JCAB は、この実施取決めの改正に合意し、正当に権限を受けた代理人がここに署名を行う。

米国 運輸省 連邦航空局

日本国 国土交通省 航空局

署名 :

肩書：航空機証明課長

日付 : 2013 年 6 月 25 日

署名 :

肩書：安全部長

日付 : 2013 年 7 月 1 日